

土地収用法第 15 条の 14 に基づく説明会 議事録要旨

日時 令和 2 年 2 月 2 日（日）
午後 7 時から午後 8 時まで
場所 日進市民会館小ホール

（出席者）市民（28 名）

（日進市）近藤市長

青山副市長

（事務局）建設経済部：伊藤担当部長、伊藤支援員

都市計画課：長原担当課長

都市計画課基幹施設整備室：真田室長、高柳室長補佐、坂井主事

伊戸川室長補佐、村田係長、川瀬主査

議 題

（1）日進市「道の駅」整備事業について

1）事業の目的

2）事業の内容

3）土地収用法に基づく事業認定について

（2）質疑応答

（市長）

- ・今回の説明会は、土地収用法第 15 条の 14 に規定された事業認定手続きの一つであり、土地所有者の皆様への税の特別控除のための手続きでもある。道の駅の有益性等については、これまで様々な機会でお話しているが、今後も、国や県からのご支援ご協力も得ながら、着実に事業を推進していくので、市民の皆様、土地所有者の皆様にはご理解ご協力をお願い申し上げます。

（事務局）

- ・日進市「道の駅」整備事業について資料を用いて説明。（約 15 分）

○質疑応答

- ・市長の挨拶では、土地所有者の同意と国・県の支援を受けてということだったが、市民の協力は必要ないということか。300 人以上に話を聞いたが、ほとんど反対という思いを持っていた。改めて市民の声を聞く機会はあるか。
- 冒頭の市長の挨拶においても市民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げている。説明会については、これまでも開催しており、今回もどなたでも参加可能な説明会であるのでご理解いただきたい（事務局）。

- 道の駅の敷地面積が約 20,000 m²とあるが、日進市と愛知県の各々の面積は。
→ おおよそ 3 分の 1 が愛知県で 3 分の 2 が日進市である（事務局）。
- 後日でよいので詳細な面積を教えてください。
- 了解した（事務局）。
- 資料中に「土地を取得して」とあるが、使用や収用等様々なとらえ方があり、
 どういった意味で取得という言葉を使用しているのか。
- 公共施設であるため、購入させていただきたい（事務局）。
- 公の施設の設置には必ずしも所有権を取得する必要はない。必ずしも収用を
 しなくてよいのではないか。
- 将来的なことも考慮し、購入させていただきたい。事業認定を受けることによ
 り、5 千万円までの税の特別控除を受けられるようになる（事務局）。
- 道の駅は土地収用法第 3 条のどれに該当するのか。
- 土地収用法第 3 条に道の駅という文言は出てこないが、公共施設として公益
 性等が認められれば、事業認定を受けることが可能と考えている。過去に
 図書館や北部福祉会館を建設する際にも事業認定を受けている（事務局）。
- 指定管理料 0 円ということだが、マイナスがあった場合はどうするのか。周
 辺にも魅力ある施設がある一方で、日進市の道の駅は魅力が足りないのでは
 ないか。もし赤字になった場合は誰が負担することになるのか。
- 指定管理料 0 円を前提に指定管理者に運営してもらうことから、指定管理者
 の負担となる。道の駅等の運営実績のある民間事業者からは、立地等もよく、
 指定管理料 0 円で運営可能と聞いており、昨年度に行った収支分析でも黒字
 化が大いに可能との結果も出ている（事務局）。
- 本郷町内に公共下水道を引くという話を聞いたが、同時並行で進んでいくの
 か。
- 現在本郷地区の下水道整備に向けて調整している。隣接する道の駅も下水道
 に繋げることを想定しており、本郷地区も同時に下水道整備が進められてい
 く（事務局）。
- 日進市部分が事業認定の対象範囲で、愛知県部分は対象外ということだが、5
 千万円控除は市の部分だけ適用されるのか。また、24 時間利用可能なトイレ
 等も含めて指定管理者が全て維持管理し、市の負担はないということか。ま
 た、事業認定については、今後どのような段階があるのか。
- 愛知県部分については、道路事業で整備することから、事業認定を受けなく
 ても特別控除を受けられる。また、管理については愛知県部分も含めて、市が
 指定管理者に委託することを考えている。事業認定の手続きについては、今
 後愛知県に申請を行っていくが、申請には説明会の開催が義務付けられてい
 る。今後の流れについては、事業認定申請を行い、その後、愛知県に認定を受
 けた後、用地の交渉に入っていくことになる（事務局）。
- 基本的にこのような小さな面積では成功しないと思う。市民の利益になるの
 かならないかを考えてほしい。こういうものに税金を使うことには反対であ
 る。
- そういったご意見もあるかもしれないが、市としては市民の皆様のためにな
 るものということで進めていくのでご理解をいただきたい（事務局）。

- ・今回の説明会は事業認定のために開催されたということだが、この先こういった説明会はあるのか。今回説明会を行ったことで市民の了承を得たというように捉えられているのか。
- 事業認定の説明会については、現時点では今回のみである。今回の説明会開催後、事業認定申請を県にしていくことになる（事務局）。
- ・事業認定は公益性を見た上で、公共施設として認められることが重要だと思われる。事業認定での公益性はどこで判断されるのか。また、公益性と将来見込みの研究をやるべきだと思う。「ららぽーと」の開業が予測される中でマーケティング調査等を行って、将来性を公共事業として担保し、根拠的なものを行っていくべきである。
- 日進市の道の駅は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つの基本機能を持ち、さらに、子育て支援、防災・減災、農業振興という地域課題も合わせて解決していくという公共的な面も含めて、公益性を有しているものと考えている。また、昨年度に収支分析を行っており、マーケティング調査等の予定はない（事務局）。
- ・近くに住宅がたくさんある中で、24時間明かりがついて車が停まるものが立つということだが、近隣住民の意見をどれだけ聞いたか教えて欲しい。
- 本郷町の道の駅対策委員会と市で調整をしている。防犯カメラの設置等も含めて対策委員会と話し合い、懸念事項を解消するような調整を現在も行っている（事務局）。
- ・愛知県部分は道路と思われるが、日進市部分と同様の土地査定になるのか。
- 価格については、日進市部分は、先日総額として公表させていただいた。愛知県部分については、まだ査定しておらず、今後、愛知県が適正な価格で査定すると考えている（事務局）。
- ・図面の水色やピンク色で着色された箇所は何か。
- 道の駅への進入路や退出路である（事務局）。
- ・マイナスの場合も指定管理者が負担するということがあったが、これは大事なことであり、契約書の文面にも記載されるのか。また、資金調達についてはどうなるのか。
- 公募をかける際に指定管理料 0 円が前提で契約することになる。文言については協定書等に入れることになると考えている。資金調達については、現時点で全て決まっていることではないので答えかねる（事務局）。
- ・マイナスの場合も負担することを文面に入れなければならないのではないのか。
- 具体的には決まっていないが、当然考えて対応していきたい（事務局）。
- ・あなたたちは黒字になるといっているが、私は絶対に赤字になると思っている。今日の説明会についても、普通なら満員になってもおかしくない。こんな事業は絶対ダメだと思っている。
- ご意見の一つとして伺う（事務局）。
- ・私は本郷町の土地所有者の一人だが、本郷町では、この事業が事故もなく円滑に進むように、委員会も設置して進めているところである。これまで色々のご意見があったが、国も県も協力してくれるということなので、どんどん進めていくべきだと思うし、土地所有者の大半が収用することについて同意し

ているので、これからもそういった問題はないと思っている。

→ご意見としてありがたく伺います（事務局）。

- 24 時間利用可能な駐車場ということで、職員は常駐しているのか。している場合、何時から何時までいるのか。

→職員の常駐については、指定管理者に任せることになるが、24 時間人がいるということは他の道の駅を見ても難しいと考えている（事務局）。

- 現在も道の駅の前面道路を暴走する者がおり、このような広い施設ができる
と寄り付くと思う。防犯カメラの設置を行うという話だが、他にも問題が起
きると思う。

→そういった懸念もあると思うが、警察や市の防犯アドバイザー等と連携し、
各種協力をいただきながら対策を進めていく（事務局）。

以上